

特定教育・保育施設の運営に関する基準（確認基準）

項 目	基 準
一般原則	<p>1 特定教育・保育施設は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育するように努めなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、小学校、他の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
利用定員	<p>1 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下同じ。）の数を20人以上とする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の(1)から(3)までに掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、3号認定子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 1号認定子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 2号認定子ども及び3号認定子どもの区分</p>
内容及び手続の説明及び同意	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、1による文書の交付に代えて、5により、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p>

項 目	基 準
	<p>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された1の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに1の重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 2に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 2の(1)の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、2により1の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 2の(1)及び(2)の方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>6 5による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、1の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び5による承諾をした場合は、この限りでない。</p>
<p>正当な理由のない提供拒否の禁止等</p>	<p>1 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下2において同じ。）は、利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（4において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下3において同じ。）は、利用の申込みに係る2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の2号認定子ども又は3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保</p>

項 目	基 準
	<p>育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 2及び3の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>6 特定保育所（私立保育所（認定こども園を除く。）をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、1から5までは適用しない。</p>
あっせん、調整及び要請に対する協力	<p>1 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下2において同じ。）は、2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>3 特定保育所が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、1及び2は適用しない。</p> <p>4 特定保育所は、市から保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>
受給資格等の確認	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する支給認定区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p>
支給認定の申請に係る援助	<p>1 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。</p>
心身の状況等の把握	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
小学校等との連携	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業者において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>

項 目	基 準
教育・保育の提供の記録	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
利用者負担額等の受領	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下『利用者負担額等の受領』及び『施設型給付費等の額に係る通知等』の基準において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。3において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、1及び2の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、1から3までの支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の(1)から(5)までに掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用（3号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、2号認定子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）</p> <p>(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、1から4までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、3及び4の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該</p>

項 目	基 準
	<p>金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、4による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>7 特定保育所が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、1、2及び3は次のとおりとする。</p> <p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下『利用者負担額等の受領』及び『施設型給付費等の額に係る通知等』の基準において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市が定める額をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法附則第6条第3項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。3において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、1及び2の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を、市の同意を得て支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>8 特定教育・保育施設が1号認定子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、1及び2は次のとおりとする。</p> <p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下『利用者負担額等の受領』及び『施設型給付費等の額に係る通知等』の基準において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法附則第9条第1項第1号イに規定する市が定める額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市が定める額とする。）をいう。）の支払を</p>

項 目	基 準
	<p>受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市が定める額をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市が定める額を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。3において同じ。）の支払を受けるものとする。</p>
施設型給付費等の額に係る通知等	<p>1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（特例施設型給付費を含む。以下1において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、『利用者負担額等の受領』の基準の2の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。</p>
特定教育・保育の取扱方針	<p>1 特定教育・保育施設は、次の(1)から(4)までに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該(1)から(4)までに定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園 主務大臣が定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 (3)及び(4)に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 文部科学大臣が定める幼稚園教育要領</p> <p>(4) 保育所 厚生労働大臣が定める保育所保育指針</p> <p>2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、(2)に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p>
特定教育・保育に関する評価等	<p>1 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>
相談及び援助	<p>特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境</p>

項 目	基 準
	等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
緊急時等の対応	特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
支給認定保護者に関する市への通知	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p> <p>2 特定保育所が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、1は次のとおりとする。</p> <p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p>
運営規程	<p>特定教育・保育施設は、次の(1)から(11)までに掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下(4)において同じ。）及び時間、提供を行わない日</p> <p>(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 『利用定員』の基準の2の(1)から(3)までの小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（『正当な理由のない提供拒否の禁止等』の基準の2及び3の選考方法を含む。）</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p>
勤務体制の確保等	<p>1 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

項 目	基 準
定員の遵守	特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、入所の措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
掲示	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
支給認定子どもを平等に取り扱う原則	特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
虐待等の禁止	<p>特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、次の(1)から(4)までに掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(1) 支給認定子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>(2) 支給認定子どもにわいせつな行為をすること又は支給認定子どもをしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>(3) 支給認定子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の支給認定子どもによる(1)、(2)又は(4)に掲げる行為の放置その他の職員としての保育を著しく怠ること。</p> <p>(4) 支給認定子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の支給認定子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>
懲戒に係る権限の濫用禁止	特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下『懲戒に係る権限の濫用禁止』の基準において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
秘密保持等	<p>1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。</p>
情報の提供等	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</p>

項 目	基 準
利益供与等の禁止	<p>1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（2において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</p>
苦情解決	<p>1 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下『苦情解決』の基準において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、4の改善の内容を市に報告しなければならない。</p>
地域との連携等	<p>特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>
事故発生の防止及び発生時の対応	<p>1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の(1)から(3)までに定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、(2)の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、2の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>

項 目	基 準
	4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
記録の整備	<p>1 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の(1)から(5)までに掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 『特定教育・保育の取扱方針』の基準の1の(1)から(4)までのものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 『教育・保育の提供の記録』の基準の提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>(3) 『支給認定保護者に関する市への通知』の基準の市への通知に係る記録</p> <p>(4) 『苦情解決』の基準の2の苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 『事故発生の防止及び発生時の対応』の基準の3の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その職員、設備及び会計に関する諸記録並びに特定教育・保育の提供に関する記録のうち、市が支給する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は市が支払う特定保育所の委託費について、それらの費用を受領した日の属する年度の末日の翌日から5年間、これを保存しなければならない。</p>
特別利用保育の基準	<p>1 特定教育・保育施設（保育所に限る。『特別利用保育の基準』の基準において同じ。）が1号認定子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、広島市児童福祉施設設備基準等条例で定める保育所の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、1により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る1号認定子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している2号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、『利用定員』の基準の2の(3)の2号認定子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、1により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、特別教育・保育施設の運営に関する基準（『正当な理由のない提供拒否の禁止等』の基準の3及び『あっせん、調整及び要請に対する協力』の基準の2を除く。）を適用する。この場合において、『正当な理由のない提供拒否の禁止等』の基準の2は次のとおりとする。</p> <p>『正当な理由のない提供拒否の禁止等』</p> <p>2 特定教育・保育施設特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下2において同じ。）は、利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子ども又は2号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の2号認定子ども</p>

項 目	基 準
	<p>の区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（４において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p>
<p>特別利用教育の 基準</p>	<p>1 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。２において同じ。）が２号認定子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、学校教育法第３条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準（幼稚園に係るものに限る。）を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、１により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る２号認定子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している１号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、『利用定員』の基準の２の(2)の１号認定子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、１により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、特別教育・保育施設の運営に関する基準（『正当な理由のない提供拒否の禁止等』の基準の３及び『あっせん、調整及び要請に対する協力』の基準の２を除く。）を適用する。この場合において、『正当な理由のない提供拒否の禁止等』の基準の２及び『利用者負担額等の受領』の基準の４は次のとおりとする。</p> <p>『正当な理由のない提供拒否の禁止等』</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下２において同じ。）は、利用の申込みに係る２号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している１号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の１号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（４において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>『利用者負担額等の受領』</p> <p>4 特定教育・保育施設は、１から３までの支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の(1)から(5)までに掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用（３号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除く。）</p> <p>(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>

※ 下線部は、広島市の独自基準である。